平成29年度第5回建築審査会議事録

- ・と こ ろ 門真市保健福祉センター 2F 日常生活動作訓練室

会議の次第

- 1. 開会
- 2. 議案

議案第7号

(門真市建築審査会平成 29 年第2号審査請求事件にかかる裁 決審議(執行停止申立てを含む)

- 3. 閉会
- ・出 席 者

(委員)

会 長 下村 泰彦

会長代理 浅田 行則

委 員 加瀬 哲男

委 員 岩本 いづみ

委員棚橋豪

委 員 森本 芳樹

(事務局)

まちづくり部次長 艮 義浩

建築指導課長 髙岡 華織

建築指導課課長補佐 長谷川 篤

建築指導課課長補佐 宮崎 一

建築指導課主任 岡澤 一登

建築指導課主任 尾野 史和

(事務局)

皆様お揃いでございますので、これより、平成29年度第5回門真市建築審査会を開催させていただきます。本日は、皆さまお忙しいところご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

初めに、本日の会議資料のご確認をお願いいたします。

~ 資料確認 ~

以上でございます。過不足等ございませんでしょうか。 それでは、本日の議事でございますが、議案第7号としまして、平成30年1 月12日に提出されました審査請求、事件名、『門真市建築審査会平成29年第2 号審査請求事件に関する裁決審議』についてでございます。

なお、併せて『行政不服審査法第 25 条執行停止申立の決定の可否』につきましてもご審議いただく予定でございます。

それでは、以降の議事進行につきまして、下村会長よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、只今から議事を進めたいと思います。

まず始めに、本審査会の成立状況でございますが、委員7名中、6名の委員 がご出席で、半数以上のご出席を頂いておりますので、有効に成立しておりま す。

次に、本日の会議録の署名人につきましては、岩本委員と、森本委員にお願い致します。

次に、本日の建築審査会の公開又は非公開の決定についてでございますが、 門真市建築審査会の会議の公開要領 1-(1)において「会議は公開するものとする。」となっておりますが、同要領1-(1)ただし書きにて「審議会等の会議の公開に関する指針第3条各号に該当すると認められる場合は、議長は会議に諮って、当該会議の全部または一部を公開しないことができる。」となっております。

つきましては、本日の議案第7号については、建築基準法第94条第1項の規定による不服申立てにかかる裁決審議であること、また、執行停止にかかる決定の可否につきましても行政不服審査法第25条の規定による決定審議であることから、指針第3条第2号に規定されております「当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合」と判断できることから非公開としようかと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし

(会長)

議案第7号につきましては、非公開といたします。

それでは、議案第7号『門真市建築審査会平成29年第2号審査請求事件に関

する裁決審議』並びに『行政不服審査法第 25 条執行停止の申立の決定の可否』について審議を行いたいと思います。

まず、事務局の方から第4回建築審査会以降の経過について報告をお願いします。

(以下、「議案第7号、門真市建築審査会平成29年第2号審査請求事件に関する裁決審議並びに行政不服審査法第25条執行停止の申立の決定の可否」については、門真市情報公開条例第6条第5号に定める不開示情報に該当するため、非公開)

以上で、本日の議題は終了いたしましたが、特に何かございませんでしょうか。 それでは、これをもちまして、平成29年度第5回建築審査会を閉会いたしま す。

(閉会)

会長		
	 委員	